
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 5 年下川町議会定例会を再開し、9 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、6 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 5 年下川町議会定例会 9 月定例会議の運営について、去る 9 月 7 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

9 月定例会議の提案事項については、町長提案が 12 件で、内容は、行政報告 1 件、条例改正 1 件、一般議案 1 件、補正予算 5 件、決算認定 2 件、選任同意 1 件、報告 1 件でありました。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、9 月定例会議の審議を要する期間については、本日 9 月 13 日から 14 日の 2 日間とすることとし、本会議についても同様とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。令和 4 年度下川町会計決算認定等 2 件については、決算認定特別委員会を設置して審査を付託し、本会議休会中に審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件 10 件、議会提案 1 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことといたしました。

次に、一般質問については、3 名の議員から通告がありました。

このことから、9 月 14 日に 3 名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、9 月定例会議の審議を要する期間について、本日 13 日から 14 日までの 2 日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、9月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日13日から14日までの2日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、議会9月定例会議に御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件1件、組合規約の変更1件、予算案件5件、認定案件2件、同意案件1件、報告案件1件の計11件であり、ほかに1件について行政報告を述べさせていただくところでございます。提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議、御協賛のほど賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、令和5年度主要建設工事の発注状況についての行政報告を述べさせていただきます。

本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付してございますが、これまでに5回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数22件に対し、21件を発注し、発注率は95.45%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が8件で1億7,454万円、建築工事が7件で2億6,871万円、その他工事が6件で5,314万円、合計21件で4億9,639万円となっております。

以上申し上げまして、令和5年度主要建設工事の発注状況の報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 議案第19号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 19 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、我が国において、子供や若者に関する施策の充実に取り組まれておりますが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない状況であります。

このため、子供政策を我が国社会の真ん中に据え、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しし、子供の最善の利益を考え、常に子供の視点に立った政策を推進するための、こども家庭庁設置法が施行され、関係法律が改正されたことに伴い、関係条例の引用条文と文言の整理を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 高原保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） それでは議案第 19 号について、詳細を説明いたします。議案書の 2 ページ目からになります。

このたびの条例は、こども家庭庁設置法が本年 4 月に施行されまして、併せて関係法令の改正がなされたことに伴い、改正された法令に基づいております本町の条例を改正する条例でございまして、下川町認定こども園条例の一部を改正する条例を第 1 条としまして、下川町未熟児養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例…これを第 2 条として、条建てで改正するものであります。

改正内容につきましては、議案第 19 号説明資料を御覧いただければと思います。新旧対照表で御説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目に記載の下川町認定こども園条例では、第 6 条各号において、関係法令の一つであります、子ども・子育て支援法を引用してございますけれども、同法第 19 条の第 2 項が削られまして、第 1 項のみとなりましたので、同様に改めるものでございます。

また、2 ページ目…裏面になりますけれども…に記載してございます下川町未熟児養育医療費用徴収条例では、同じく関係法令の一つであります母子保健法が厚生労働省からこども家庭庁に移管されたため、第 3 条にきております委任先を整理してございます。

施行日につきましては、こども家庭庁設置法が本年 4 月に施行されておりますことから、公布の日から施行し、本年 4 月 1 日から適用することとしております。

以上、詳細の説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 20 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 20 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、後志広域連合が職員を採用するに当たり、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するため、新たに当組合に加入することに伴い、組合理約の改正が必要であることから、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 21 号「令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 21 号 令和 5 年度下川町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度一般会計の第 6 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 466 万円を追加し、総額を 56 億 5,020 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、職員の人事異動等に係るもの、緊急を要するもの等でございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、基金管理事務に係る経費を、商工労働費では、中小企業振興事業に係る補助金を計上しております。

土木費では、道路橋梁河川維持補修事業に係る経費を、教育費では、公民館改修事業に係る経費を計上しております。

職員給与費では、職員の人事異動等に係る経費を、災害復旧費では、小学校の災害復旧等に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、町税、地方交付税、財産収入、諸収入、町債等をそれぞれ計上しております。

また、令和 5 年度の普通交付税の額がこのほど決定しましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は26億5,619万9,000円で、前年度比マイナス1.5%、3,942万円の減額となりました。当初予算で計上しております26億3,000万円に対しまして、2,619万9,000円の増額となりましたことから、増額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましては、事業の追加及び確定のほか、臨時財政対策債の決定に伴い、変更するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第21号説明資料に基づきまして、補正予算の概要を御説明させていただきます。

補正要因につきましては、職員の人事異動及び緊急を要するもの等による補正でございます。

まず、歳出の補正内容でございますが、総務費、基金管理事務749万円でございます。森林組出資金減資収入に伴う増額でございまして、ふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。

民生費でございます。介護保険特別会計繰出金でございまして、484万円でございます。こちらにつきましては、職員の人事異動等に伴う増額でございます。

介護サービス事業特別会計繰出金でございますけれども、1,047万円の減額でございまして、こちらにつきましても、職員の人事異動等に伴う減額でございます。

自立支援給付事業でございますけれども、193万円の増額でございまして、過年度障害者自立支援給付費等負担金の返還金でございます。

2ページでございます。農林業費でございます。新規就農者等支援事業でございまして、976万円の減額でございます。

農業用施設賃貸借契約の追加に伴う補助金の増額、新規就農取りやめに伴う減額でございます。

木質原料製造施設運営事業でございまして、130万円の増額でございます。木材破砕機送受信機の不具合に伴う修繕料の増額でございます。

続きまして、商工労働費でございます。中小企業振興事業800万円の増額でございまして、こちらにつきましては、事業実施の見込みに伴う増額でございます。

続きまして、3ページでございます。地域産業活性化支援事業303万円の減額でございまして、地域おこし協力隊1名の退任に伴う減額でございます。

土木費でございます。道路橋梁河川維持補修事業でございまして、1,175万円の増額でございます。こちらにつきましては、豪雨時の浸水被害を防止するため、上名寄大排水路等の土砂掘削等に係る経費を増額してございます。

除排雪車両購入事業でございまして、942万円の減額でございます。事業費確定に伴います減額といたしまして、除雪機械の購入費でございます。

公営住宅維持管理事業でございまして、225万円の増額でございます。こちらにつま

しては、今後の修繕等の見込みに伴う増額でございます。

教育費、公民館改修事業でございまして、212 万円の増額でございます。公民館の外部スロープ（西側）でございますけども、経年劣化に伴います改修というところで、タイル張りのものからゴムチップ舗装を行うものでございます。

4 ページでございます。体育施設維持管理事業でございまして、111 万円の増額でございます。スキー場圧雪車の部品取替えに伴います修繕料の増額でございます。

給与費、こちらにつきましては、職員給与費で 1,395 万円の減額でございます。職員の人事異動等に伴う減額としてございます。

災害復旧費、公共施設災害復旧費につきましては、670 万円の増額でございます。こちらにつきましては、8 月 4 日から 6 日にかけて発生しました豪雨災害に係る復旧等の経費を増額してございまして、小学校の災害復旧等の工事でございます。主に床のフローリングの張り替え、そして屋上のコーキングなどの工事でございます。

続きまして、歳入補正の内容でございます。

町税でございます。個人町民税 700 万円の増額、固定資産税 300 万円の増額でございまして、こちらにつきましては、現年度課税分の賦課決定に伴う増額でございます。

続きまして、5 ページでございます。地方交付税でございまして、普通交付税 2,619 万円の増額でございまして、こちらにつきましては、交付決定に伴う増額でございます。

国庫支出金、社会資本整備総合交付金でございまして、268 万円の減額でございます。除雪機械購入費の事業費確定による減額となっております。

財産収入でございます。不用品売払収入で 357 万円でございまして、除雪機械の売払額の確定に伴う増額でございます。

下川町森林組合出資金減資収入で 749 万円でございまして、出資金の減資に伴う増額となっております。

繰入金でございます。財政調整積立基金繰入金 4,202 万円の減額でございまして、こちらにつきましては、財源調整による減額としてございます。

6 ページでございます。木質原料製造施設基金繰入金でございまして、130 万円の増額でございます。木材破砕機送受信機の修繕に伴う増額でございます。

諸収入でございます。北海道市町村備荒資金組合普通納付金でございまして、335 万円でございます。小学校災害復旧等の工事に伴う増額としてございます。

町債でございます。緊急浚渫事業債 980 万円の増額でございまして、上名寄大排水路土砂掘削等に伴う増額としてございます。

また、除雪機械購入事業債で 1,110 万円の減額でございます。こちらにつきましては、購入費確定に伴います減額でございます。

臨時財政対策債 304 万円の減額でございまして、こちらは交付決定に伴う減額としてございます。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） 森林組合出資金減資収入に伴う質問でございます。森林組合の全体出資から本町の出資割…49%を超える出資額となっているものを適正化するために、今回処理されたものと思いますが、今回の処理で何パーセントの出資比率になったのか、最終的に何パーセントになるのか、伺いたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） お答えいたします。令和 5 年度の出資割合でいきますと、26.4%でございます。最終年…令和 6 年度で 25%となる見込みでございます。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） 今回、森林組合の総会で、出資金に対して 3%出資配当が付いたとございます。出資配当については、増資をすることを呼び掛けられていたようでございます。本町の対応としては、これを増資したのか、または現金化したのか、現金化していないとするならば、処理としては森林組合出資配当預りという形で森林組合内に残っているはずでございますけど、どのような処理をされたのか伺います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。
現金として町の方に頂きまして、町の方で基金に積むということで処理をさせていただいております。

○議長（我孫子洋昌君） 3 番 小原議員。

○3 番（小原仁興君） 今回、本町の出資配当が…強まった背景には、町から離れたりした時に財産を整理するとか、他界されて相続をした時に減資しながら相続するだとか、他界した時に整理する時に全部それを処理するために減資するとか、いずれにしても森林組合の体力が弱っていきながら本町の出資比率が上がってきたという背景が恐らくあったのだと思います。これから 10 年、20 年考えた場合、この動きというのはますます加速していきます。加速していった先に何かあるかといえば、また本町の出資比率が上がってくる、そういうことが想像されるわけでありまして、また 49%に…この形が近付いた場合、本町としてまた 25%まで減資をする、そういう考えなのでしょうか。回答を求めます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） 今回は、先ほどの小原議員のお話のとおり、出資比率の適正化を目指すということで、25%を目指すということで、今、減資をしている最中でございます。今後においては、先ほど…組合員数が減る等々で、元々の分母が減っていくことによって、町が一定な出資金を積んでいたとしても、割合が上がっていく可能性があることを想定されているかとも思います。あと、それ以外に、今後、森林組合としていろいろな事業がまた行われ、大きな事業の時に町が出資する時も…もしかしたらあるかもしれません。このへんについては、その時々把事情を勘案しながら、適正な出資割を求めていきたいと思います。ということで、現状 25%の適正化を図った以降については、今のところ具体的な取り決め等はございません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。
4 番 中田議員。

○4 番（中田豪之助君） 農林業費で、新規就農取りやめに伴う減額がありました。農家を目指して研修中の方が断念したということですが、その経緯、経過、産業振興課でどのような対応をしたか。

農協と役場と両方で雇用している営農指導員という方もいると思います。その方々がどのような対応、相談をされたか。

それから、この方がもし農家になったとしたら、どれぐらいの金額の事業規模になる予定だったか。

それから、今後、下川町の一人就農に対する政策といいますか…展望に変化はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） まず、経過、経緯のところからお答えしたいと思います。

経過、経緯につきましては、一人就農で研修先である…既に一人で農業をされている方の地先のところで就農するという予定でございました。当然…この一人の就農というのは、なかなか厳しいものがありますので、現在、一人で就業されている方と協力関係、お互いが協力し合う互惠関係によって成り立つ方法で一人就農を想定しておりました。しかしながら、就農を深めていく中で、今現在就農されている方との関係性がなかなか成就できなくなりまして、それで今回、新規就農予定者の方が、そこに就農はできないという判断に至ったものであります。

この間、町としては、先ほどお話ありましたとおり…営農相談員がございますので、営農相談員にまず話をいろいろしていただきました。それまでには、1年目に就農された農業者の方とも当然お話をされていたというふうに聞いております。それで、お話をしたん

ですけれども、御本人の懸念がなかなか払拭できなかったということで、最終的には私も面談で2回、メール等で何回かやり取りはしておりますけれど、私の方で面談をさせていただき、本人の意思が固いところを最終的に確認をいたしましたので、今回、就農には至らないということになりました。

農業の事業規模につきましては、約4,000万円程度の事業規模というふうに聞いておりました。ただ、本人が背負う金額はもっと少ないので…半分以下になりますけれど、この金額で営農計画を立てていたということで、現状では営農自体はできるものというのが担い手部会等の判断でございました。町もそのように判断をしておりました。

あと、今後、一人就農の展望についてですが、一人就農につきましては、やはり厳しいという現状は変わらないと思います。あと、今後、ハウス等の資材が上がりまして、この事業規模というのが変わらないぐらいの想定をするとすれば、やはり償還計画も考えると相当厳しいものがあるだろうと。そして、本人が一人で…メインでやるということについては、孤独な農業を強いられる可能性もありまして、相当人物評価の方を厳しくしていかなければならないかなと思っています。ただ、一人就農のニーズというのは根強いものがあるというふうな認識から、今回も一人就農を目指したわけですが、この窓口については、今後も広げていきまして、一人就農については閉ざすことなく、また進めていきたいと思います。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 4番 中田議員。

○4番（中田豪之助君） 今後の一人就農とか、夫婦・御家族で農家を目指したいという方も…いろいろ希望あると思うんですけども、そのような時にですね、最初から…手持資金といいますか、結構今、農業始めるのも初期投資…かかるようになってますので、そこらへんの手持資金ということについて、町の方で何か基準といいますか…今後の方針がありましたらお聞かせください。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋産業振興課長。

○産業振興課長（古屋宏彦君） ただいま御質問があった点は、大変重要なところであります。事業規模はそれなりにかかったとしても、手持ちがあれば、それだけ借り入れる金額も落とせる。落とせるということは、それだけ償還が楽になる、若しくは厳しい経営を強いられないことも可能になるという…いいことづくめになります。そういう点からすると、その事業規模…何をしたいかということにもよりますけれども、手持資金については一程度…やはり持っていただくのが大変安定的な経営につながるのではないかと思います。ただ、新規就農時点においては、町のいろんな支援施策もございますし、資金を用立てする…金融機関からしてみても、一程度の借り入れすることが可能になります。そういうものはなるべく…就農時には借入れを中心になるべく使うなら使う、ただし、流動性資金として手元に残しておくという方法も事業種類によってはあろうかと思います。その時点時点での最適なところを目指していくということからも、手持資金が豊富にあるという

こと…それは大変喜ばしいことだということで、今後、募集に当たっても、また、新規就農の導入に当たっても、よくよくその話はさせていただきたいと考えております。具体的なものについては、畑作か若しくは耕種か、これによって事業規模が相当変わりますので、そこについては具体的な数字…幾ら幾らというような話し方はしないでいきたいと思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 先ほど、一般会計補正予算に関して、山本総務企画課長から概要の説明がありました。私の方から、ちょっと何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず、事項別明細書の 9 ページ、款 7 土木費、項 1 道路橋梁河川費の節 11 役務費、手数料でございます。こちら、8 月 4 日から 6 日にかけて降りました豪雨に伴う一部農地の冠水被害を踏まえた、今後の災害予防、復旧対策として、上名寄大排水路と上名寄川向立花地先の沢などの土砂上げ手数料と聞いております。これに関して 1,175 万円が計上されておりますが、土砂上げの場所、延長、これは上名寄川向立花地先と上名寄大排水路、それぞれの延長と予算額についてお聞かせいただきたいのと、大排水路に関しては、土砂上げの延長が大排水路全てなのか、私の記憶では確か 2 km ぐらいあったかなと思うんですが、そのへんをお聞かせいただきたいのと、さらには、今回の排水路の溢水の原因ですね、主な要因については、土砂上げということで、土砂の堆積が…当然のことなんですが、それ以外に何か要因がなかったか、それと、現段階で何か今後の対策として考えているものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それと、事項別明細書の 10 ページになります。款 9 教育費、項 3 社会教育費、目 2 公民館費、節 14 工事請負費ということで予算が計上されておまして、内容としては、公民館西側外部スロープのタイルが、経年劣化に伴い、亀裂や凹凸があり、利用者の歩行安全確保のために改修等の工事を行うとして、212 万円が計上されております。私、現地を確認させていただきました。説明のとおり、経年劣化に伴う亀裂や凹凸が確認されておりまして…公民館は多くの町民が利用されます。また、お年寄りや子供たちも多く利用される施設でありますので、今回、ゴムチップ舗装を施すということで、大変滑りづらい施工で、とても良い措置であると考えております。そこで、ゴムチップ舗装…今回施工するものでありますが、正面玄関から東側は既に緑色の濃いもので施工されております。これと同様程度のものなのか。あと、施工期間ですね、着工から完成…これもし分かればお聞かせいただきたいのと、あと、ほかの施設は確認しているか…大丈夫なのかというところをお聞かせいただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、お答えさせていただきます。

1 点目の上名寄大排水路等の土砂掘削に係るものでございまして、今回ですね土砂の掘

削を行う距離でいきますと 1,500mでございます。令和 4 年度に 360m実施をしておりまして、令和 5 年度の当初予算でも 210mを行う予定としてございましたので、今回の 1,500 mと令和 5 年度の当初の分を実施しますと、大排水路の全延長を対応するということになります。また、このほかに上名寄川向立花地先の沢におきまして、土砂の堆積がございますので、こちらも災害復旧…今後の対応も含めて行うというところでございます。

また、要因につきましては、今回の大雨でございますけれども、4 日間にわたって 200 mm相当の雨が降ったというところでございます。大排水路につきましては、日頃のそういった土砂の点検などをしていきながらですね、行う予定できてございますけれども、今後のところを踏まえまして、やはり全延長を行うというところが今後の対応にもつながるというところでございます。また、大規模改修となりますと、相当の工事費になるというところもございますので、今後も大雨などの被害の状況に応じまして、例えば溢れる所がありましたら嵩上げをしていくとか、そういったところも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、スロープの件でございますけれども、今回、タイル張りからゴムチップ化をするというところで、御案内のとおり、既に東側の方はゴムチップにしているというところがございます。町民の皆さんの安全性を考慮した形のゴムチップというところでございます。施工期間につきましては、工事予定でございますけれども、9 月 28 日から 10 月 25 日を予定してございます。

○議長（我孫子洋昌君） 小林教育課長。

○教育課長（小林大生君） 桜木議員の最後の御質問ですが、ほかの施設についてでございます。公民館、町民会館は、現在、直営で管理を行っておりますが、ほかのスポーツ施設等につきましては、現在、指定管理で行っております。指定管理におきましては、何かあればすぐに教育委員会に連絡が来ることとなっております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） それぞれ詳細について、お答えをいただきました。上名寄大排水路については、私の記憶では土砂だけではなくて、結構…草木が生えて、流れを阻害するという状況もあったかと思います。そういうところも踏まえて、今後、溢水して農地に浸水被害などが及ばないように、可能な限り対策を講じていただきたいと思います。

また、公民館のスロープの関係でございますが、ほかの施設に関しても常日頃、指定管理の施設もあるかと思いますが、そのへんは指定管理者と密に連絡を取りながら、できるだけ町民の方たちが安全で安心して使えるように点検などをしていただければと思います。以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 22 号「令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 22 号 令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町下水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 5,455 万円を減額し、総額を 3 億 2,525 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、下水道費で、浄化センターの純水製造装置が経年劣化により故障したため、備品購入費を増額計上するほか、当初予定しておりました浄化センター整備事業の汚泥処理設備等改修工事が、昨今の半導体不足により、制御盤の納品が整わず、今年度中に完成しないことが判明したことから、工事発注を取りやめ、事業の実施内容を来年度予定の自家発電設備等改修工事に変更するため、関連する委託料を増額するほか、工事請負費を減額計上し、予算の組み替えをしております。

歳入におきましては、事業実施内容の変更に伴い町債を減額するほか、財源調整として繰入金を増額計上しております。

第 2 条の地方債の補正につきましては、事業実施内容の変更に伴う変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤英夫君） それでは、私から、議案第 22 号 令和 5 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、議案第 22 号説明資料に基づき、御説明申し上げます。

今回の補正の要因につきましては、浄化センター整備事業の実施内容の変更等に伴う補正でございます。

歳出につきましては、浄化センター維持管理事業の備品購入費といたしまして、65 万円を増額計上しておりますが、内訳といたしましては、純水製造装置が経年劣化により故障したため、機器の更新を行うものでございます。

次に、浄化センター整備事業として、5,520 万円を減額計上してございますが、内訳といたしましては、今年度予定しておりました汚泥設備の電気設備及び機械設備の改修工事について、電気部品等の納入、設置が 1 年以上の期間を要し、改修工事が困難であることから、来年度に実施して、実施予定しておりました自家発電機器の工事へと変更するものでございまして、工事請負費を 5,700 万円減額計上し、そのことに伴いまして、浄化センター汚泥処理設備等改修実施設計委託料を 180 万円増額計上するものでございます。

次に、歳入につきましては、財源調整として、一般会計繰入金を 65 万円増額計上してございます。

また、町債といたしまして、公共下水道事業債 5,520 万円減額してございますが、内訳といたしましては、今回の工事委託料の減額に伴うものでございまして、減額をしてございます。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 23 号「令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 23 号 令和 5 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度介護保険特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、歳入歳出総額を 5 億 2,186 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、地域支援事業費で、人事異動に伴い人件費を増額計上するほか、額の確定に伴い償還金を増額計上しております。

歳入につきましては、繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,047 万円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 4,900 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事異動・退職に伴い人件費を減額計上するものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 24 号「令和 5 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 24 号 令和 5 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 42 万円を追加し、総額を 4 億 9,133 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で、異動等に伴う人件費を増額計上しております。

歳入におきましては、職員給与費等に係る一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 25 号「令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 25 号 令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 5 年度下川町病院事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 308 万円増額し、収入総額を 5 億 6,484 万円とし、支出におきましては、病院事業費用を 257 万円増額し、支出総額を 6 億 990 万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、資本的収入を 420 万円増額し、収入総額を 2,091 万円とし、支出におきましては、資本的支出を 420 万円増額し、支出総額を 2,705 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入におきましては、診療報酬等調整に伴う増額分を計上しております。

収益的支出におきましては、人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナワクチン接種謝礼及びレセプトチェックシステムの更新分を計上しております。

資本的収入及び支出におきましては、地域連携システムサーバの仕入れ価格高騰等に伴う増額分を計上しており、財源としまして企業債を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 羽場事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） それでは、私の方から、議案第 25 号 令和 5 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明申し上げます。

お配りしております、議案第 25 号説明資料の補正予算概要書により説明いたします。

今回の補正の主な要因といたしましては、診療報酬等調整に伴う補正、人事異動に伴う補正、新型コロナワクチン接種謝礼に伴う補正、レセプトチェックシステムの更新に伴う補正、地域連携システムサーバの仕入れ価格高騰等に伴う補正でございます。

診療報酬等の調整に伴う補正に関しましては、例年 9 月の定例会において提案させていただいておりますけれども、この収益的収入におきまして、今年は特別利益としまして、令和 5 年 2 月、3 月分及び令和 4 年度中の診療報酬の調定額に対する返戻及び確定による増額分として、過年度損益修正益 308 万円を計上するものでございます。社保支払基金、国保連合会においては、各病院の請求内容を精査しまして、請求 2 か月後、審査された後に確定額が入金されております。4 月から 1 月分の診療報酬につきましては、年度内において調整しておりますけれども、病院事業の会計期間が 3 月末となっているため、2 月分と 3 月分の診療報酬の請求が、過年度分の未収金として処理されることとなっております。

また、令和 4 年度中における減額分については、先ほど申し上げましたとおり、毎月調整しておりましたけれども、増額分が調整されていなかったことから、今年度における過年度損益修正益として予算計上し、2 月分と 3 月分の未収金の振り替え処理をして調整するものとなります。合計で 308 万 476 円となります。

次に、収益的支出におきまして、給与費につきましては、職員の異動に伴いまして 20 万円を減額計上しております。

2 ページ目になります。経費につきましては、報償費として、新型コロナウイルスワクチン接種等謝礼として 216 万円計上しております。コロナワクチンの接種につきましては、今年度からは当院で接種を実施しております。受付、予約に関しましては、ハピネスの方で実施していただいておりますけれども、春から夏にかけては 65 歳以上の方、基礎疾患を有する方など、重症化のリスクが高い方が対象となっております。秋から冬においては全ての方が対象となります。この期間はインフルエンザ予防接種の期間と重なりまして、院内における医療業務の煩雑が予想されますことから、町内の医師及び看護師に依頼するための報償費を計上してございます。

次に、委託料でございます。レセプトチェックシステムの更新委託料を計上しております。当院のレセプト…診療報酬明細書なんですけれども、電子化されております。過誤を防ぐために、このチェックシステムを通して請求しておりますが、今後、チェック内容を更新するために、システム自体の更新が必要となったことから、61 万円を増額計上しております。

次に、資本金的収入及び支出におきまして、器械備品購入費といたしまして、地域連携システムを計上しております。この地域連携システムというのはですね、道北北部医療連携協議会に参加している医療機関の医療情報を共有することにより、地域医療連携体制を推進するため、平成 29 年度に導入しております。システムは、患者さんの病名、レントゲ

ン写真、ＣＴ画像、心電図、検体検査結果等を、主に当院では名寄市立総合病院さんと公開参照するシステムとなつてございます。救急搬送となる患者さんの医療情報、例えば当院で撮った心電図ですとか、Ｘ線の画像ですね、迅速に送ることで適切な対応が可能になっているほか、専門医による診断を受けることも可能となっており、より高度な医療が提供可能となっております。本予算につきましては、当初予算で計上しておりましたが、昨今のサーバ仕入れの価格高騰とサーバのライセンスというものが別途必要となつてしまったことから、420万円を増額計上しております。財源としましては、企業債を増額計上しております。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君）　ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な　し）

○議長（我孫子洋昌君）　討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君）　全員起立です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君）　日程第12　認定第1号「令和4年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第13　認定第2号「令和4年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 認定第 1 号 令和 4 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第 2 号 令和 4 年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 4 年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入額 60 億 9,360 万円、歳出額 58 億 5,734 万 9,000 円で、差引残額 2 億 3,625 万 1,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 45 万円を控除し、1 億 2,290 万円を決算積立として積み立ていたしまして、残る 1 億 1,290 万 1,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 8,558 万 4,000 円、歳出額 1 億 8,083 万 8,000 円で、差引残額 474 万 6,000 円となりますが、継続費通次繰越額 8,000 円及び繰越明許費繰越額 7 万円を控除し、残る 466 万 8,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額 5 億 1,739 万 3,000 円、歳出額 5 億 1,370 万 8,000 円で、差引残額 368 万 5,000 円となりますが、継続費通次繰越額 1 万円を控除し、184 万円を決算積立として積み立ていたしまして、残る 183 万 5,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額 5 億 471 万 2,000 円、歳出額 4 億 4,957 万 5,000 円で、差引残額 5,513 万 7,000 円となりますが、このうち 2,757 万円を決算積立とし、残る 2,756 万 7,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 8,528 万 2,000 円、歳出額 3 億 8,042 万 2,000 円で、差引残額 486 万円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額 4 億 5,310 万 5,000 円、歳出額 4 億 5,067 万 7,000 円で、差引残額 242 万 8,000 円となりますが、このうち 122 万円を決算積立とし、残る 120 万 8,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額 6,385 万 5,000 円、歳出額 6,345 万 6,000 円で、差引残額 39 万 9,000 円を令和 5 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 5 億 3,258 万 2,000 円、支出額 5 億 5,095 万 4,000 円で、差し引き 1,837 万 2,000 円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 4,352 万 5,000 円、支出額で 4,655 万 9,000 円、差し引き 303 万 4,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配布いたしました決算書により、決算認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は決算認定特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

1番 桜木 誠 議員。

2番 奥崎裕子 議員。

3番 小原仁興 議員。

4番 中田豪之助 議員。

5番 大西 功 議員。

6番 斉藤好信 議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長（神野みゆき君） お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださいますようお願いいたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時21分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、6 番 斉藤好信 議員。

副委員長には、1 番 桜木 誠 議員。

以上のとおり決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 同意第 7 号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第 7 号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の^{こにし たかひろ}小西 貴弘氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

小西氏は、平成 23 年 10 月から、教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第 7 号については、討論を省略することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第 7 号は討論を省略いたします。

これから、同意第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第15 報告第8号「令和4年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第8号 令和4年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である4つの指標と公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。

8月23日に、監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見を頂いております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し「赤字がない」という結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し「赤字がなく」、いずれも数値が表示されないという結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から0.3%増の6.5%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から0.6%増の9.6%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対し、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、病院事業会計、いずれも資金不足額がなく、数値が表示されない結果でございます。

このように、健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が、基準を下回っていることを御報告申し上げます。なお、今後におきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、9月定例会議の再開は、9月14日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時29分 散会